

2 雇用・就労

障害者が地域で自立して生活していくためには、就労は非常に大切なことです。就労は、ただ単に収入を得ることにとどまらず社会参加、地域貢献、さらには生きがいにつながっていきます。こうしたことから、それぞれの障害者の意思や能力に応じた進路先が選択できるよう支援するとともに、授産施設等での福祉的就労から一般就労への移行を進めていく必要があります。

また、企業へ就職した後も職場に定着するための支援や、退職後の再訓練など、障害者本人のその時々状況に合わせた支援をしていく必要があります。

(1) 雇用促進と就労支援

■ 現状と課題

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、雇用率制度*が設けられています。しかし、県内での障害者の雇用率は、決して高いわけではありません。

千葉障害者就業支援キャリアセンターでは、障害者の就労と障害者を雇用する事業主を支援するため、就職の相談や職場実習等を行っています。

就学中の障害児を持つ保護者からは、卒業後の進路についての不安の声があり、今後、雇用の促進や就労の支援を充実強化していく必要があります。

■ 施策の方向性

ハローワークや千葉障害者就業支援キャリアセンター等と連携して、一人でも多くの障害者が就労できるよう、事業主への啓発に努めるとともに、障害者の就労に関する相談の機会を設けます。また、障害特性に応じた職業訓練により、就労機会の拡大を図ります。ジョブコーチ*の活用等により、職場における障害特性への理解を進めるとともに、障害者の働く意欲の向上を支援し、障害者の職場への定着に努めます。また、授産施設等において、企業への就労移行支援の取り組みを促進します。

■ 主な事業

事業名	事業内容
障害者就労支援の拡充	障害者の技能習得のため、パソコン講座を開催し就労を支援します。 【目標】平成 22 年度末までに実施
[拡充]	【所管】障害保健福祉課
職場体験支援の拡充	地域で適性と能力にあった就労の場を確保するため、企業の協力を得て職場体験を実施し、就労の支援を行います。 【目標】平成 22 年度末までに実施
[拡充]	【所管】障害保健福祉課
障害者就業支援キャリアセンターの運営	千葉障害者就業支援キャリアセンターを県とともに運営し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内ジョブコーチ*の育成等を行います。その他、求人開拓、広報啓発や企業、養護学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。
	【所管】障害保健福祉課
障害者雇用促進就職面接会	就職の困難な障害者の雇用促進を図るため、千葉職業安定所等と共催して求人者・求職者を対象とした合同面接会を行い、雇用機会の確保に努めます。
	【所管】勤労市民課
職親委託事業	知的障害者の更生援護に熱意を持っている事業経営者を職親として登録し、知的障害者を一定期間職親に預け、就職に必要な生活指導及び技能習得訓練等を行います。
	【所管】障害保健福祉課

(2) 福祉的就労の支援

■ 現状と課題

本市では、これまでワークホーム*、共同作業所*などの小規模作業所や、授産施設の整備を行ってきました。こうした施設では、企業での就労が困難な障害者の就労の場としての機能とともに、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、社会経験の場づくりなど、様々な機能を果たしており、地域生活支援の貴重な資源の一つとなっています。

しかし、そこで支払われる工賃は極めて低額で、施設の経営も厳しい状況です。

今後は、福祉的就労の場における商品開発力の向上や、共同受注等による工賃の増額のための取り組みの支援が必要です。

■ 施策の方向性

各作業所等の授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための支援を進めます。

また、企業への就職が困難な障害者の就労の場として、空き店舗等の活用も検討しながら授産施設や小規模作業所等の整備を促進します。

ご存知ですか？ NO.5

障害者のための国際シンボルマーク（ISO-7000）



障害者のリハビリテーション事業を実施する世界88か国の各国団体及び国際団体から構成される国際障害者リハビリテーション協会によって、障害者が容易に利用できる建物・施設であることを明確に示す「国際シンボルマーク」が決定されました。

このマークは、国際標準化機構（ISO）の公共案内図記号として、1984年ISO-7000として制定されています。

■ 主な事業

事業名	事業内容
障害者就労事業 振興センターの 運営 [新規]	千葉県障害者就労事業振興センターを県や船橋市とともに運営し、授産製品の販路拡大や企業からの共同受注等を行うほか、新しい商品開発や各作業所等への経営指導、作業所等職員の資質の向上のための研修などを行います。 【所管】障害保健福祉課
通所授産施設の 整備(再掲) [拡充]	雇用が困難な障害者に通所により必要な訓練を行い、地域で自立できるように支援する授産施設の整備を促進します。 【目標】 平成 17 年度末 平成 22 年度末 身体障害者 2 か所 4 か所 知的障害者 5 か所 8 か所 精神障害者 - 1 か所 【所管】障害保健福祉課
福祉施設製品等 販売支援事業	授産製品や請負業務などを市民に P R して販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など、工賃を増額するための支援を行います。 【所管】障害保健福祉課
障害者小規模作 業所運営補助事 業(再掲)	障害者の生活訓練や福祉的就労などの支援活動を行う小規模作業所の安定的な運営を支援するため、経費の一部を助成します。 【所管】障害保健福祉課